

中原区民交流センター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中原区民交流センター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的及び設置)

第2条 センターは、中原区における市民活動や地域コミュニティの活性化を促進するために、地域でさまざまな活動をする人々の支援と交流を行う活動拠点として施設の設置及び機能を整備する。

(対象)

第3条 センターの施設等を利用できる者は、「川崎市市民活動支援指針」（平成13年9月制定）で定義されている市民活動を行う団体とする。

(機能)

第4条 センターは、次に掲げる機能を整備する。

- (1) 市民活動に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民活動に関する支援と交流に関すること
- (3) その他、必要と認められる機能

(施設名)

第5条 センターの施設名及び所在地は、次のとおりとする。

施設名	所在地
中原区民交流センター	中原区小杉町3-245

(利用者懇談会)

第6条 センターの運営に当たり、利用者の意見を反映することを目的として、センター登録団体による利用者懇談会を年1回以上開催する。

(実施主体)

第7条 センターの運営は、区民の自主的なまちづくり活動であることに鑑み、中原区役所と中原区民交流センター利用者の会（以下「利用者の会」という。）が相互に連携を図り行う。

- 2 利用者の会に関し、必要な事項は、別にこれを定める。

(その他)

第8条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。
(中原区民活動支援コーナー実施要綱の廃止)
- 2 中原区民活動支援コーナー実施要綱は、この要綱の施行と同時に廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱による規定は、平成20年3月10日以後の使用に係るものから適用し、同時前の使用に係るものについては、なお従前の中原区民活動支援コーナー実施要綱の規定による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(中原区民交流センター運営協議会設置要綱の廃止)
- 2 中原区民交流センター運営協議会設置要綱は、この要綱の改正と同時に廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。